議会改革推進会議「検討部会」会議録

平成31年2月6日

亀山市議会

議会改革推進会議「検討部会」会議録

- 1 開催日時 平成31年2月6日(水) 午前10時00分~午前11時20分
- 2 開催場所 第1委員会室
- 3 出席会員 部 会 長 服 部 孝 規

副部会長今岡翔平

部 会 員 森 美和子 鈴木達夫 岡本公秀

会 長 小 坂 直 親

副会長中﨑孝彦

- 4 欠席会員 なし
- 5 事務局 事務局長 草川博昭 議事調査課長 渡邉靖文 水 越 いづみ 髙 野 利 人
- 6 案 件 1. 第53回検討部会の確認事項について
 - 2. 議会改革白書2019への掲載内容の確認について
 - 3. 議題
 - (1)議会報告会の開催
 - (2) 監視及び評価をどのように行っていくのか(通年議会について)
 - (3) 新たな議決項目の必要性について検討(議会の議決事件)
 - (4)機能が十分に発揮できる議会及び委員会のあり方について(議長、常任委員会委員の任期について)
 - 4. その他
 - (1) 政務活動費について
- 7 経 過 次のとおり

午前10時00分 開 会

〇部会長(服部孝規君) 皆さん、おはようございます。

今回が実質的に1回目の協議ということになりますので、これから先、何を優先して検討していくかということについて、きょうは協議いただきたいというふうに思います。

それでは、事項書に沿って進めさせていただきます。

まず、第53回検討部会の確認事項について、事務局、お願いします。

髙野さん。

○議会事務局員(高野利人君) 53回の検討部会の確認事項にということでございますが、54回 につきましては、改選後の正・副部会長の互選ということですので、53回ということになってございますのでよろしくお願いします。

それで、53回の確認事項でございますけれども、機能が十分に発揮できる議会及び委員会のあり 方についてということで、まず議長任期については申し合わせで2年、副議長任期については1年と いうことで決定をいただいております。

そして、委員会の委員の任期については、条例で1年となっておりますが、昨年の組織・機構改革 も踏まえまして、前回、6月定例会を終えた時点でどういった感想を持たれたかということを皆さん からお聞きしまして、3委員会で大きな支障というのはないものの、やはり教民の所管が多いのでは ないかといったような課題があるといったところで議論は終えていただいておるということで、今後 についても検討していくということでご確認をしていただいておる状況でございます。以上でござい ます。

〇部会長(服部孝規君) 以上のようなことです。

よろしいですか。特にご意見ありませんか。

(発言する者なし)

○部会長(服部孝規君) それでは、2番目の議会改革白書2019への掲載内容の確認について、 事務局よりお願いします。

髙野さん。

○議会事務局員(高野利人君) それでは、お手元の資料1をごらんいただきたいと思います。 1点でございます。

予算決算委員会協議会、31年1月18日でございますけれども、この場で当初予算説明会の開会時間についてでございますけれども、これまでの10時から9時に改めることとしたということで、この1点を決定いただいておるという状況でございます。以上でございます。

〇部会長(服部孝規君) よろしいですか。

(発言する者なし)

○部会長(服部孝規君) それでは、議題に入りたいと思います。

議題として4点ほど上げております。まず、議会報告会の開催についてであります。

時期としては、非常にもうおくれてしまって、今さら何でやということですけれども、毎回、年度 の初めというのか、最初の検討部会で、4月以降議会報告会をやるのかどうかという確認をしており ます関係上、今回上げさせていただきました。

まず、じゃあ事務局から。

髙野さん。

〇議会事務局員(高野利人君) それでは、議会報告会の説明をさせていただくんですが、お手元に 資料2も配らせていただいております。

これにつきましては、今この検討部会で議論してきたもの、あるいは議論しているもの、これから していかなければいけないものということで、検討課題45全て列記させていただいております。

それで、水色の部分が30ありまして、これが完了した課題、そして裏面に行っていただきまして、オレンジの部分が8つございます。これが今、着手中ということで、きょうのこれからの報告会も含めての議題がここに入ってこようかなというふうに思います。それと、未着手の部分については、白色の着色してない部分でございます。また、これについては、ごらんおきいただきたいということでございます。

続きまして、資料3をごらんいただきたいと思います。

部会長からも話がございました議会報告会の開催についてということで、これが検討課題カルテということで、今までの議論の経過をお示しさせていただいております。

これにつきましては、さまざま、今まで議論も重ねまして、あるいは四日市市等々、実際に議会報告会を見に行ったりということも行っておりますけれども、これについては今のところ全会一致になるまでは実施しないということで、議論はストップをしておるといった状況でございます。ですので、改選が終わりまして、この1年どういうふうに進めていくのかということで、改めて議論をいただきたいということでございます。以上でございます。

〇部会長(服部孝規君) 初めての委員さんも見えますので、意見をいただきたいと思います。どうですか。

鈴木委員。

〇部会員(鈴木達夫君) 私、久しぶりにこの部会に顔を出させていただきました。

今、髙野君から報告があったように、ちょっとまだ、これ目をしっかり通していないんですけれども、全会一致でないと議会報告会の開催をやらないということは、この文の中のどこかに書いてあるのかなという思いと、これは部会長の強い意思があるのかなあという思いもしているんですけれども、これは委員長のご判断なのか、あるいは従来の検討部会員の判断、合意なのかという確認をしていただきたい。

○部会長(服部孝規君) これについては、なぜ全会一致でないとあかんのかというと、結局、議員全員が力を合わせてやらないと成功しないという性格のものであるので、そういう意味では、賛成多数でもいいやないかということにはならないんではないかと。例えば、私は反対なんで協力しませんみたいなことになってしまっては、議会報告会がやっぱり充実したものにならないという意味で、検討部会でも確認をいただいて、やはりこれはもう全員がやろうという意思を固めて踏み切るべきだという意味での全会一致ということであります。

〇部会員(鈴木達夫君) くどいようですけれども、私もその考え方には理解は示すところですけれども、部会長の判断でなく、部会員全体の合意のもとでこういう全会一致でないと進められないということでよろしいわけですね。

〇部会長(服部孝規君) そのように理解していただいて結構です。

ほかにありますか。

森委員。

〇部会員(森 美和子君) そろそろやってもいいのかなという思いはしています。

ここの対応内容にもちょっと書いてあるように、じゃあ、具体的な手法や事務局の役割とかを考えたら、そこは詰めていく必要があるのかなと思うし、それから、今期始まって正・副委員長会議の中で、議長のほうから、各常任委員会において条例づくりもまたちょっと考えてほしいというようなこともお話がありました。そうなると、私は1年任期の委員会で条例ができるのかということもあって、そういうことを全部いろいろと考えていかなあかんのじゃないかなと。私たちの大変さよりも事務局の大変さが非常に気になって、全て自分たちでやるということが決まれば、自分たちでやればいいんですけど、何かいろいろとまた新たなことが起きてきておる中では、もうちょっと整理する必要があるのかなと自分の中では思っています。

〇部会長(服部孝規君) ほかに。

どうぞ、岡本委員。

〇部会員(岡本公秀君) 僕は、うちの会派は前から言うておるように、不特定多数を相手にする議会報告会というものは余りやっても、労を多くして、同じような顔ぶればっかりが出てきてという結果に、ある程度時間がたつとなるんじゃなかろうかということを考えております。

そして、今現在やっておる各委員会の所管事務調査において、一般の関係者の方から、当然、所管事務に関したことを伺うわけですけれども、それで僕は、それなりの市民の意見を得るというのはある程度カバーできておると思うし、もしも議会報告会という形でも、広く不特定多数でふたをあけやな、誰が来るやら、どんな話が持ち出すやらわからんというようなことにも、例えばまちづくり協議会の幹部を対象とした、そうしたほうがはるかに個人の思い込みというか、そういったことで特定のことばっかり言われるよりも、そういうまちづくり協議会とかそういった幹部の人たちを対象に、定期的に議会報告みたいにやったほうが、まだ広く、公正と言うたらおかしいけど、一種のマニアックな質問というのは出てこないから、そのほうがやるんやったらましじゃないかと思ったりしておるけれども、今のところ、うちは所管事務調査をきちっとやることによって、議会報告のかわりをやっておるという認識ですので、僕はそれを続けたらいいと思っております。

〇部会長(服部孝規君) 副部会長。

○副部会長(今岡翔平君) こちらから、市民に対して答えるレベルを統一せなあかんというのが結構ポイントになっていると思っていて、私たち会派で市政報告会をやっているんですけど、会派だけやと、その会派が考えておる10とかマックスレベルまで答えて、市民の方はおおっというような反応になるんですけど、議会報告会って、みんなが合意で、多分、例えばさっきの思いとしては5ぐらいのところになったときに、果たして、それぞれの議員にとって、思いとして合意しておるということは妥協しておる部分もあると思うんで、それを返す場というのが本当に費用対効果というか、要は労力をかけて、市民の方に対して見合っているのかなというのがすごく疑問に感じる部分ですね。

〇部会長(服部孝規君) ほかに。

鈴木委員。

〇部会員(鈴木達夫君) 森委員からもそろそろやってもいいのかなという意見が出たり、それから、 岡本さんのほうは今やっている調査・研究の中で一定の情報、あるいは意見交換が済んでいるんじゃ ないか、今岡君のほうからは回答のレベルをそろえないとという。 僕の個人の考え方ですけれども、難しいかなあと思う。想像して、その会場の、今、岡本委員も言ったんですけど、メンバーとか議論の内容とか、あるいはその回答、それから一部、森さんから出た議会事務局の対応等、そういう意味からすれば、調査・研究も含めてなんですけど、この議会報告会にかわる何らかのものをやっぱり、もうそろそろやったほうがいいというよりも、むしろそろそろ別な方向に変えたほうがいいかなというふうな思いがするんです。

例えば、今思いつきなんですけど、議会だけでなく、より委員会への傍聴をふやしていただく工夫とか、それから今、岡本委員が言ったんですけれども、いわゆる議会としてたまたま今、まち協の役員の名前を出してくれたんですけれども、そういう団体、あるいはもちろん任意でもいいんですけれども、こんなテーマで意見交換会のテーマを決めたり、何か新たな議会報告会にかわる仕組みみたいのは考えてもいいけれども、多分、皆さん、委員が、あるいはよその市町でやっている現状の議会報告会では非常に最終的にはフラストレーションがたまったりというようなことで、2年も3年、継続みたいなことを考えると、非常に重荷になってくるようなことを想像してしまう。

結論的には、議会報告会にかわる新たな取り組みは考えていっていいんじゃないかなという思いです。

〇部会長(服部孝規君) きょうの資料3の3ページをちょっと見ていただきたいんですけれども、 実は視察がこの間ありまして、この議会報告会という問題もテーマに上がってきています。その中で 亀山市議会として説明するのは、これなんです。

要するに、議会報告会の扱いを議論した結果、2ステップ論として、すぐに議会報告会を開催するのではなく、委員会機能を強化して、各常任委員会における所管事務調査活動としてテーマを掲げ、市民・団体との協議を行い、市長に政策提言。

力がついてきたところで議会報告会にというようなことでスタートしているんです。じゃあ、いつ一体、どの時点で力がついたと、まだ今の時点で力がついていないのかという問題もあって、やっぱりここらが議論をすべきもう時期に来ているんやないか。だから、所管事務調査を続けていけばいいということでは、もうなくなってきているんやないか。なので、もう所管事務調査も10年近くやってきて、まず常任委員会でそういう力をつけて、2ステップ論やということを位置づけてきた以上、じゃあ、もうそろそろ委員会の力はついてきたんではなかろうかという判断もできるんではないかということも思いますので、この点から言っても、このままずうっと所管事務調査を続けていけばいいということにはならない。

ただし、問題として議会報告会、今いろんなところでやられているところの問題点というのは、岡本委員が言われたように、本当に今までも見聞きしています。そういうことの起こらないような何かの策はないのかという意味で鈴木委員も言われている。だから、その辺のところは、どんな形で持てばいいのかということはありますけれども、時期としては、もう次の段階に行くような時期には来ているんやないかなというふうに私は思います。

だから、所管事務調査がいいんで、それを続けていこうという気持ちはわかるんですけれども、この2ステップ論からいくと、もうそろそろ所管事務調査をやっているんで、議会報告会はというのも 無理があるような状況になってきているんやないかと、私はそういうふうに思っています。

だから、きょうの時点で所管事務調査がもう既にスタートしていますので、それに合わせて、この 1年の間に議会報告会をやるというのは、もうとても無理やと。事務局の体制の問題もありますよね。 議員としても大変なボリュームになるんで、それはやっぱりできないということで、それは今回、確認の意味でやらないということで確認いただいて、ただし、この議論をこの1年、やっぱりやらなきゃならんということは思いますので、そんな方向できょうはまとめさせていただいてよろしいですか。この1年については、やりませんけれども、この議論については、本当にやるのかやらないのかと、本当にそういう方向の議論をやらなきゃならんという、所管事務調査があるんでもうやりませんということだけではもう済まなくなっているという意味での議論をやっていきたいということにしたいと思いますけど、よろしいですか。検討部会で引き続き……。

(発言する者あり)

〇部会長(服部孝規君) 聞かれると困る。2ステップ論を説明して、じゃあ、いつになったら力がついたと判断されるんですかとこの間も聞かれたんですよ。もう10年近くやってるわけやから。だから、はたと困って、力がついていないとは言えないし、ついているんですわ、これ委員会で、かなりね。だから、そういう意味では力はついてきておるのに、切りかえやんのかというね。

森委員。

○部会員(森 美和子君) 鈴木委員がおっしゃったことも本当にそうだなあと思うんですけど、私たちは最初から、議会報告会に対してさまざまな全国的な課題があるということはもうわかっている中で、じゃあどうするのかということを2ステップ論の中でやってきたわけですけど、ある一定程度、方向転換というか、私、鈴木さんがおっしゃった新たな方向を模索するというのは、何が何でもこれをやらないかんのかなというプレッシャーが自分の中にあったんですけど、それすごいいい考え方やなって、それを本当に議論をしっかりとする必要があるんだなということを思いましたので、全会一致にならないので、今のところはやらない、ことしはやらないということは理解できますけど、やっぱり方向性を考えていく必要はあると思います。

〇部会長(服部孝規君) じゃあ確認、最終させてもらいますけど、この1年に関しては議会報告会 は取り組まないけれども、いろんな方向性ということで検討を引き続きやっていくということでよろ しいですか。

(「はい」の声あり)

〇部会長(服部孝規君) じゃあ、検討課題の中にこれも、年の初めにだけ確認するんじゃなくして、 この1年の中で議論をしていきたいと、本当にどうするんかという話をね。それじゃあ、検討課題と してこれも上げていきたいと思います。

2番目の監視・評価をどのように行っていくか(通年議会)という問題について、検討いただきたいと思います。

事務局、説明をお願いいたします。

髙野さん。

○議会事務局員(高野利人君) それでは、資料4をまずごらんいただきたいと思います。

監視及び評価をどのように行っていくか(通年議会について)というカルテでございます。

これにつきまして、今までの対応といたしましては、通年議会の考え方、あるいは導入に当たってのメリット・デメリット、そういったものの資料を作成して、ご意見をいただいたりとか、通年議会についての調査をぎょうせいへ委託しまして、その調査資料の説明を受けたりといったことを平成28年度までにしてございますけれども、その時点では、協議の結果、通年議会についての検討は必要

である時期が来たときに再度検討するということになっております。ですので、再度、この辺についてご議論をしていっていただきたいということでございます。

なお、昨年、議会運営委員会のほうで通年議会についての視察等々にも行っておりますので、再度、 検討部会においても議論をしていっていただいてはどうかなというところでございます。

○部会長(服部孝規君) これについては、必要な時期が来たら議論をするということでおさめておったわけですけれども、最近、議員さんの中から、災害の補正予算、亀山市はたまたま11月に改選時期を迎えるんで、そこにうまく臨時会があってのせられるんで、カバーがある程度できますけれども、ああいう災害の補正予算なんかは、本当にその都度ぽんぽんともう上げていって執行できるようにするという体制が必要なんで、そういう意味では通年議会が要るんではないかという意見があったり、それからこれも視察の中で言われたんですけれども、例えば委員会を開くのに、年間の所管事務のテーマについては本会議で諮って、閉会中の審査ができるということになっていますけれども、じゃあ、テーマ以外のことで委員会を開くとなったときに、定例会の会期中以外は開けない。そうすると、どうするかというと、協議会を開いておる。そういう場合に、協議会ではなくして、通年議会にすれば、正規の委員会が開ける。

そうすると、例えば今回は教育民生委員会で国保の税率の改定の問題が出ましたけれども、あれも協議会で対応しているというような問題。それを通年議会にすれば、正式の委員会としてそういう説明を聞くという形にもなるんで、そういう意味でも、もう委員会活動も決めたテーマだけ閉会中も審査できるではなくして、やっぱりそこが所管している事務にかかわることについては、全て委員会として対応ができるということも含めて、もう一度、その通年議会という議論をやる必要があるんではないかなという意見がありまして、今回あえてのせさせていただきました。

どうしましょう、このもう一つのこれ、説明してもらおうかな、通年議会の手法ということで、事務局に資料をつくってもらっていますので、その説明を聞いた後に議論をしたいと思います。 水越さん。

O議会事務局員(水越いづみ君) それでは、私のほうから、資料4-1のほうの通年議会の手法について、ご説明させていただきます。

通年議会には、定例会方式と通年会期方式の2つの方式がございまして、それぞれの方式の特徴について比較したものがこちらの資料となっております。

通年議会は、議会の会期を1年と定め、1年間、議会の判断で必要に応じていつでも会議を開くことができるようにする制度です。会期を1年にすることで、議会が常に活動可能な状態となりまして、活発な議会活動が期待できるということになります。表の左側のパターン①定例会方式のほうは、地方自治法改正前からある従来のもので、右側のパターン②通年会期方式のほうは、平成24年の地方自治法の一部改正によって、新たに定められたものです。

資料の上から順番に説明させていただきますと、定義としましては、定例会方式のほうは地方自治法第102条第1項に基づいて、従来の定例会の運用を基本としまして、条例で定例会の回数を定め、会期を1年とする運用になっております。例えば、条例で定例会の回数を年1回と定め、会期を11月1日から翌年10月31日までとした場合、本会議を6月、9月、12月、翌3月に集中的に開催しまして、その他必要が出てきましたら、議会の判断で本会議を、現行の臨時会のように緊急議会として開催するということになります。

次に、表の右側、通年会期方式のほうは、地方自治法第102条の2第1項に基づきまして、定例会・臨時会の区分を設けずに、条例で会期の始まりを定めまして、その日から翌年の当該日の前日までの1年を会期とするということで、定例日を定める運用です。例えば、条例で会期の始まる日を11月1日としまして、定例日を3月、6月、9月、12月の第2・第3の週の火曜日、水曜日、木曜日と定めた場合、その定例日に会議を開催し、その他必要があれば、議長の判断で現行の臨時会のように緊急議会を開催するということになります。

いずれの方式も、地方自治法に基づいて定例会方式のほうは、定例会の回数と会期、通年会期方式 のほうは会期の始まりと定例日を定めておりますけれども、実質的な運用としましては、現行の定例 会を軸として、緊急の際、議会を開催するという形になると思います。

次に、会議の招集につきましては、定例会方式のほうは毎年1回市長が行いますが、通年会期方式のほうは改選後の最初の議会のみ市長が行いまして、2年目からはみなし招集となるため、実質的には4年に1回の招集となりまして、その後は定例日の到来によって自動的に会期が始まるということになります。

それ以外に、定例会方式・通年会期方式いずれの場合も、議会の判断で1年間いつでも議会を開く ことが可能になります。

また、定例会方式のメリットとしましては、市長の招集が行われた後1年間は議会の判断でいつでも議会を開くことが可能となりますので、従来の定例会月を基本として会議が開かれる以外に、緊急 案件への対応が可能になります。

また、デメリットについてなんですが、議会を開催する際の招集に関しては、定例会方式のほうは 毎年、市長の招集が必要となる一方で、通年会期方式のほうは、実質的に4年に1回の招集で済むと いうことになります。ただ、現行の亀山市議会では、年4回の定例会ごとに市長が招集しております ので、現行と比較した場合はどちらもデメリットとは言えません。

通年会期方式のメリットとしましては、改選後初めての市長の招集が行われた後4年間は、いつでも議会の判断で会議を開くことが可能になること。それから、定例日を条例で定めるため、会議開催日の市民への周知が図れることなどが上げられます。また、逆に毎年定められた定例日には、議会が開催され、議事運営が拘束されるということがデメリットになる場合がございます。

県内で定例会方式の通年議会を導入しているのは、四日市市と、昨年から鈴鹿市も導入されております。通年会期方式のほうを導入しているのは、鳥羽市です。

次に、2つの方式に共通するメリットとしましては、専決処分の減少ということですが、これについては地方自治法第179条の議会を招集する時間的な余裕がないことを理由として行うものについては、緊急議会で対応できるようになりますけれども、第180条の議会が指定した軽易な事項については従来どおりの専決処分となりますので、実情としてはそれほど専決処分の件数は減少しないようです。

その他のメリットは、執行部側が必要に応じて議案を提出できることから、工事案件等の契約議案などの早期議決が可能になることですとか、請願・陳情への早期対応が可能となる点です。

共通するデメリットとしましては、議会活動の拘束時間が増加するため、議員個人の活動時間が制 約を受けること、その他議会の日程調整、資料作成等の事前準備など事務局側の業務の増加、また議 会対応に当たる執行部の業務増加による行政事務、住民サービス低下の危惧などが上げられます。 また、課題としまして、一度議決された議案については、同一会期中は再び提出することができなくなる一事不再議の原則の取り扱いをどうするかという問題がございますが、会議規則中で議会で議決された事件については、同一会期中は再び提出することができないとなっているという部分を、会期中でも定例会月議会を過ぎれば可能とするなど、会議規則等の見直しが必要となってきます。

現行の議会の流れは、各定例会ごとに市長が招集して、会期は定例会が開会してから閉会するまでの約1カ月間の期間となっておりますので、次の定例会で市長が招集をかけて、定例会が開会されるまでの間は、閉会の扱いとなります。それが毎年繰り返されるサイクルとなっております。

通年議会を導入した場合の1年の流れは、定例会方式の場合ですと、例えば11月から翌年10月を会期とした場合、11月に市長からの招集がありまして、議会が開会されますと会期は翌年10月末までの1年間継続され、1つの定例月議会が終わると、次の定例月議会までの間は、閉会ではなく休会の扱いとなります。そして、次の定例会議会が始まる際は、開会ではなく再開となります。1年間の会期の終わりの10月末には、閉会議会が開催されて閉会となり、1年の会期が終了するという流れとなります。

また、通年会期方式の場合で11月から翌年10月を会期とする場合、改選後初めての市長からの 招集がされた後は、1年間会期が継続され、2年目からはみなし招集となるため、実質的にはあとの 3年は招集されることなく、定例日が来ると自動的に会期が始まるというサイクルを繰り返すという ことになります。

通年議会を導入しますと、議会の判断で1年中いつでも議会を開くことが可能となりますので、緊急事案等が発生した場合は迅速な対応が可能になりますけれども、緊急議会がふえる分、議員はすぐさま対応できる体制を常に整えておく必要があり、議員活動にある程度の制約を受けるということが発生してくると思われます。

説明は以上です。

○部会長(服部孝規君) 定例会方式、通年会期方式というのは、余り今の段階ではこだわらずに、 今の現状のやり方と、いわゆる通年議会というものとの比較で議論いただけたらと思います。

意見がある方、どうぞ。

今岡委員。

- **○副部会長(今岡翔平君)** さっき専決処分が実際問題そんなに減っていないということなんですけど、その理由って、やっぱり常に議会は開いていて、改めて開くよりも、議員を招集しやすくはなったけど、結局、市長がそこでぽんと専決をしてしまうほうがスピードとしては実際問題早いもんで、実際問題は専決処分がそんなに減っていないという認識なのかなと思ったんですけど……。
- **〇部会長(服部孝規君)** いやいや、その専決処分の中身として、専決処分が減るのは、要するに議会を招集する時間的な余裕がないという場合は、もう言いわけにならなくなるんで、これは専決処分が減ると。ただし、それ以外の、要するに議会どうのこうのやなくして、市長の判断でできるというような専決処分については一緒やということですわ。

これは議会を開く開かんに関係なく、市長が専決処分できるという問題なんで、そういうのと分けてやるということで理解していただきたい。だから、通年議会にしようが、今のままであろうが、そういう市長の判断でできる専決処分は一緒という、専決処分できるということです。

○副部会長(今岡翔平君) つまり市長が議会に議決してもらわなあかんと判断しない限りは、市長

の判断で専決が下されるということですよね。

〇部会長(服部孝規君) 要するに軽微なものという、金額的にも少ないとか、そういうものについてはよろしいよという決めをしておるもんで、だから、それに該当するものについては市長やってくださいよというふうな、いわば議会のほうで、この件については市長さんやってくださいよというような決めにしている部分、それについてはもう市長の判断でやるという。だから、市長が勝手に決めるというよりは、議会のほうが議決の権限を持っておるんで、それについて、このことに関してはもう市長さん、自分の判断でやってくださいよというような形にしているという、その部分ということやね。

岡本委員。

〇部会員(岡本公秀君) ちょっと、この文書だけでは実態がわからんのですけれども、先ほど、今 岡さんがおっしゃったその専決やけど、議会の通年議会やったら、議会の迅速な対応がということが 書いてはあるんやけれども、現実問題言うて、災害とか事故とかそういうときには、専決のほうがは るかに手っ取り早いんちゃうの。時間的に、迅速な対応ということやとね。

幾ら通年議会やったら議会は迅速な対応がしやすいとは言いながらも、僕は、現実問題は専決のほうがはるかに、次の日にでもできるんやで、そう思うんですけど、どうですやろね。

〇部会長(服部孝規君) いかがですか。 鈴木委員。

○部会員(鈴木達夫君) 現行制度の中にあっても、市長が招集はいつでもできるし、議会のほうから4分の1以上の議員があれば請求できるということ。それで、例えば今、災害対応が通年議会にしたほうが即効性があるという意見なんですけれども、例えば、8月の末に起こった台風を12月議会で補正が上がって、3月末ごろまでには工事を完了したいという事案があるんですけれども、例えば東小の門とか、それからみずほ台の公園のフェンスとか、それまで通年議会が必要なのか、従来でいいかという議論でなくて、事の軽重をしっかり執行部が、いわゆる8月に起きたものが今でも解決していないこと自体が問題であって、だから、その辺を執行部がどう考えるか、通年議会だからこれが対応できるという問題ではないように思うんです。だから、そこの見直しをしないといけない。災害が起きて、喫緊に解決しなければいけないものは、専決でやろうが、仮に補正予算が通って、もうすぐやれるような、そういう形をつくることが肝心であって、通年議会でないとという問題ではないように私は思うんです。

〇部会長(服部孝規君) 森委員。

〇部会員(森 美和子君) 以前、議論をしたときに、ぎょうせいさんのほうから出された報告の中で、余りメリット的にはないのかなというのが自分の中にあって、そのまま過ごしてきたんですけど、今、周辺の自治体も通年議会を導入するようになってきて、私は大きな混乱とか、議員の負担が大きくなるみたいなことが書いてありますけど、そういうことにはならないのかなと思うんですけど、ちょっと今の説明を聞いている中で、コスト面はどうなのかと思ったんです。委員会であれば、議事録も公開せなあかんので、作業的なこともそうやし、そこら辺が、余り金額的なことがちょっとわかっていないので、そういうところは知りたいなというのは感じました。

〇部会長(服部孝規君) コスト面ね。

鈴木委員。

- **〇部会員(鈴木達夫君)** これは、僕がごめんなさい。この研究をしたぎょうせいから、コスト面での説明がなかったわけですね。
- **〇部会長(服部孝規君)** ぎょうせいはないと思いますよ。
- **〇部会員(鈴木達夫君)** ないんですね。これは物すごい負担だと思いますし、執行部も、それから 事務局もね。

それから、ここで書かれていた必要である時期が来たときにと、ここの意味合いがわからないんで すわ、どういうときが必要なのかということをどう判断してこういう文言にしたのか。

○部会長(服部孝規君) それはね、要するに議論して、もうこれで通年議会は取り組みませんということではありませんよと。だから、通年議会そのものは、必要になる時期が来る可能性もあるんで、そこは門戸をあけておきましょうというような趣旨で書いてある。だから、いつどういう段階になったらそれがあるかということまでは言及してないんだけれども、1回議論をして、もうこれは必要なしということで、もうこれは終わりというふうにするのは、やっぱりちょっと無理があるんではないかという判断で、そういう書き方になったということです。

岡本委員。

○部会員(岡本公秀君) これ、通年議会とは言いながらも、現実問題、いつでも開けるとは言いながらも、実際問題、開こうと思ったら、18人全員に電話して都合を聞いてとかということがついて回るやんか。例えば何月何日にやるよ、その日おらん人は来んでもいいよって、こうやってやるんやったらいいんやに。だけど、みんなのやっておるとさ、結局1年365日、みんなが家で待機するという羽目にはならへんとは思うけれども、そんなに口で言うようにさ、議会の判断で会議を開くとは言いながらも、みんな、18人全員の都合を合わせるとなったら、僕は電話をかけるほうは大変やと思うんやわ。だけど、議会が始まると一定の期間は、皆さん禁足令が出ておるようなもんやでさ、そのほうが対応しやすいでしょう。僕は、文字で書いてあるように、いつでも会議が開けると、委員会・協議会を開くのにもさ、6人や7人を相手に電話かけたくって、この日はこの日はとやって、そしていつ開くんかというと1週間も10日も先になってしまうということが往々にあるんやで、それを思うと18人相手にそんなに随時3日後に本会議やりますって、現実問題はやれるんですかね。

○部会長(服部孝規君) それはそれで、確かに、きょう言ってあしたということにはならないというのはありますけれども、ただ、定例会から定例会、3月に終わって6月までという、4月、5月は開けないという、こういう事態は解消できる。例えば、4月中にもう一回開くことは可能やとか、そういうことは可能なんで、例えばあらかじめこの時期にこういう問題が出てくるであろうとみなせるときは、あらかじめ、そういう日を設定しておいてもいいんやと思いますし、そんなことも含めて、今よりはというふうに考えていただいたほうがいいかなあと思う。万能ではないんでね。だから、本当に言われるように、きょう言うてあした開いてというような、そんな迅速性はないやろうというふうには思います。

意見を一通りいただいんですけど、どういう方向で議論していきましょうかね、この問題。検討するという方向で議論するということはよろしいか、その点どうですか。もう検討も必要ないという判断をされるのか、いやこれもう検討部会で検討していきましょうということなのか。

鈴木委員。

〇部会員(鈴木達夫君) この案件については、早急にどうこうしないといけないというような認識

を持った議員はいないと思うんですけれども、意識をして、通年いろんなことが起きたら、通年議会だったらどう対応するんだろうかな、変わるんだろうかなということをこの部会員を中心にしっかりチェックしていくという1年でいいようにも思います。

- 〇部会長(服部孝規君) 森委員。
- ○部会員(森 美和子君) 四日市が導入して結構たっているので、だから、一度、四日市さんに聞きに行くとか、近いので、そういうこととかをしながら、どんなメリット・デメリット、実体験の中で聞かせていただくということも一つなのかなと思うんですけど。それと、今、全国的に、やっぱり議会に興味を持ってもらうというか、市民の人たちが来やすい環境をつくるということで、休日議会とか夜間議会とかということをされていると思うんですけど、もしそれを導入するとなると、通年じゃないとだめなんですか。別にその会期中にそれはできるということですか。
- 〇部会長(服部孝規君) はい。
- 〇部会員(森 美和子君) わかりました。
- 〇部会長(服部孝規君) ほか意見は。今岡委員。
- ○副部会長(今岡翔平君) 1年間、しっかり検討を……。
- 〇部会長(服部孝規君) じゃあ、検討課題に上げるということでよろしいですか、それについては。 〇部会員(岡本公秀君) だから、年に1遍こういうふうにどうしようとか言ってさ、とりあえず今 はこんなんやけど、また状況というのは変わっていくんで、ただ、僕としては、個人的に言うと議会 改革のランキングを少しでも上げたいから通年議会を導入するというようなつもりやったら、僕は反 対やね。本当にメリットがなかったら。
- 〇部会長(服部孝規君) そりゃあそうです。

検討課題に上げていくということでよろしいですか。

それから、具体的に提案に出された四日市市を聞きに行ってはどうかということも考えたいと思いますので。

とりあえず、疑問に思っている部分を一つずつ積み上げていかんことには、なかなか我々も初めて やることなんでね。その上で結論は出したいと思います。

じゃあ、引き続き検討課題として上げていきたいということにしたいと思います。

じゃあ、次に(3)新たな議決項目の必要性の検討。

事務局、お願いします。

髙野さん。

〇議会事務局員(高野利人君) それでは、資料5をごらんいただきたいと思います。

これにつきましては、議決事件の追加を検討していくということでございまして、昨年の3月に都市マスタープランを議決事件として、このカルテをもとに追加をしておるという状況でございます。 そして、ちょっと資料5-1を参考資料としてつけさせていただきましたけれども、これにつきましては、都市マスタープランを議決事件に追加する前段に、29年8月やったかと思いますけれども、全議員の方に、どの計画について議決事件に追加していくべきと考えているかということでアンケートをとってございます。そのときの資料でございますので、これをもとに議論を進めていっていただきたいなというところと、特に今回、都市マスタープランを議決事件としたことによって、それに関

連する立地適正化計画の問題というのも出てこようかと思いますので、その辺についてご議論をいた だければというふうに考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○部会長(服部孝規君) この問題については、私のほうから出させてもらったんですけれども、都市マスタープランの都市計画審議会等で議論する中で、必ず出てくるのが立地適正化計画というものを市が決めたと。それはもう都市マスタープランの一部になるんだということを言われている。だから、都市マスタープランは、まだこれから最終3月で議決ということになるんですけれども、既にその中の一部が立地適正化計画という形で、もう都市マスタープランとして存在をするという、そんな状況にあるんではないかと思います。だから、そういう意味では、もう都市マスタープランを議決事件にしたのであれば、その一部になる部分についても議決にしないとバランスがとれないんではないかということで、立地適正化計画も議決事件に上げるべきではないかなという提案であります。

皆さんのご意見をいただきたいと思います。

森委員。

- **〇部会員(森 美和子君)** 反対ではないんですけど、小出しで1個ずつ追加していくというよりも、例えばパブコメをかけなければならないような計画に対してするとか、何かそういうことを考えたほうがいいんじゃないかなとは思うんですけど。
- **〇部会長(服部孝規君)** 全体的に見るという。 鈴木委員。
- **〇部会員(鈴木達夫君)** 勉強不足なんですけど、議決案件にすることとしないことでは、どういうメリットがあるんか、議会として、どれだけ有用さが担保されるのか、ちょっと説明をどなたかにしていただきたい。
- ○部会長(服部孝規君) 議決事件にするということは、ある意味、本当に最終賛否を議員が表明をするという意味では、しっかりとやっぱり計画に向き合わなきゃならんという部分がありますよね。だから、そういう意味では、ほかの計画というのは市がつくって、市が進めていく計画なんで、議会は意見は言うけれども、それについての賛否は表明する必要はないんで、そういうものとの違いというのは、やっぱり議決事件というのは重みがあるんかなと、議会もそれについては議決という形で、いわゆる参画をしましたよという重みというのか、そういうものがあるんかな。それから、議員個々にも議決案件としてということになれば、やっぱり向き合う姿勢も変わってくるんではないかなという、それからそういう議決したことに対する議会の責任というものもあるんではないかなと思いますけれども、これは私の個人的な意見。
- **〇部会員(岡本公秀君)** この新たな議決項目というのは、どうしても毎年1つはふやさなあかんもんか、そういうふうなことはないの。

そうすると、先ほど委員長のおっしゃった2番の立地適正化計画は、都市マスタープランの中に含まれておるで、その大もとのマスタープランを可決して、立地適正化計画だけ否決するというのは何か変な話になってくることもあるんではなかろうかと思って、僕は、もしも新たな議決項目やるんやったら、1番の公共施設の総合管理計画がこれから大きな問題になると思うんやわ、お金との兼ね合いで。もしも上げるなら、僕はこのほうがましやと思うんですけど、だけど、必ず議決案件にせなあかんとは思っていないんですよね。

〇部会長(服部孝規君) もちろんこの議決案件にするかどうかというのは、それこそ機が熟して、

必要性があって、議員の中でも合意が得られるものについては上げていくということで、何も1年で1つせないかんとか、そんなことは全然ないんで、あくまでもそういう必要性があるということが皆さんの中で議論されて、それが皆さんの合意になれば、それをしていくということだけであって、もちろんそれは、言われたように全体を見てという意見もありましたし、それから、これ以外に公共施設の総合管理計画のほうが大事やないかという意見も出ましたんで、その辺も含めてちょっとご意見をいただけたらと思います。

まだ、意見を言ってみえない方、お願いします。

今岡副部会長。

○副部会長(今岡翔平君) 私は、基本的に議決できる、議会で議論ができるものが多いほうがいいのかなという観点で、このときもチェックをつけたつもりですので、できるだけ議会の目が通って、しっかり責任を持てるというものがふえていく分には、余り問題ないのかなというふうに考えているほうです。

〇部会員(鈴木達夫君) 実際のことを考えても、もう既に4月からその計画に基づいてスタートするものを、3月議会で議決案件でいい悪いという時期的な問題も出てくるような気がしてしようがないんです。だから……。

- 〇部会長(服部孝規君) 計画も。
- 〇部会員(鈴木達夫君) 計画も。

もちろん、一方で今、森委員が言うようにパブリックコメントを要するような計画というのは、も う議会で全てしっかりチェックすべきだという議論が僕あってもいいと思うんですけど、実際問題そ ういうことをやり始めた場合の市の動きとかを考えた場合は非常に難しいかな。その時期、提出時期、 最終時期と議論する期間、それからジャッジする議会、ここの時系列的なバランスが非常に悪いよう な気がするんです。だから今、今岡委員もおっしゃるように、森委員もパブリックコメントを要する 計画物については、当然、市議会は慎重にチェックすべき、する機会はふやすべき。だけど、実際的 に時期的なバランスとかね、そうすると、どんな工夫が必要なのかなというふうに思う。

○部会長(服部孝規君) 総合計画のときに思ったのが、言われるように、3月の議会で議論した、総合計画はもう4月からスタートやという、だからもう待ったなしの計画を、3月に審議を、議会がさせられるというのもね。例えば、これがもう少し早まって、12月に総合計画のあれが出てきて、そこで議論する。例えば、場合によっては、それを継続にして3月に再度、結論を出すということも、12月やったら可能なのね。だから、そういう意味での、この計画物が今の市のサイクルというのは、もう3月に計画ができ上がって、3月議会に出してというようなスケジュールで全て組まれているんで、鈴木委員言われるような問題なんかが出てくるんです。だから、議決事件にするにしても、結局そんな形でないとなかなか、4月からスタートするものを3月に議決事件にしてどうやこうやと言うのもやりづらいという部分は確かにありますよね。だから、そういうことも含めて、やっぱりちょっと計画物を議決事件にするような場合には、もうちょっとスケジュール的にもっと早い段階で最終案を出してもらって、議会も、例えば12月と3月、2回ぐらいに議論ができるようなことも考える必要あるんかなというのも聞いていて思いました。

今回、一応提案はさせてもらいましたけれども、皆さんの意向としてさまざまな意見が出ましたんで、これに関しては再度、どんなふうに議決事件を扱っていくかという形で議論したいなと。だから、

立地適正化計画がどうこうということやなくして、どんな形で議決事件を考えていったらいいのか。 上げるとすれば、何から上げたらいいのかというような議論をまずベースとしてやっていきたいなと。 その中でどんな問題が生じてくるのか、その辺の議論もあわせてしたいなというふうに思います。 森委員。

〇部会員(森 美和子君) それぞれの議員の得意分野・不得意分野とかがあって、1人の議員がこれは絶対こうやと思ったとしても、こっちの議員はやっぱりこっちやというものが必ずあると思うんですよね。

市民生活にとって、この計画が何も必要ないということは一切ないと思うので、やっぱりしっかりとそこら辺を議論していく必要がありますし、やっぱり私が議員になったころは、計画が出されても、それを何か議論する場もありませんでしたので、今、中間案とか素案とかという形でしっかり議会も関与しているので、そういう部分ではもうすごい前進はしたなと思うんですけど、また皆さんの意見を聞きながら、一つでも前に進めればいいかなと思います。

〇部会長(服部孝規君) 特にこれということを絞らずに、検討課題で引き続きやっていきたいということにしたいと思います。

それでは、10分間休憩します。

11時10分再開でお願いします。

午前11時00分 休 憩 午前11時08分 再 開

○部会長(服部孝規君) じゃあ、再開します。

次に4番目の機能が十分に発揮できる議会及び委員会のあり方についてということで、事務局のほうから。

髙野さん。

○議会事務局員(高野利人君) それでは、資料6をごらんいただきたいと思います。

これについては、前回の振り返りの部分でもご説明をさせていただきましたけれども、正・副議長の任期、あるいは常任委員会の任期ということで検討内容になっております。

それで、繰り返しになりますけれども、議長任期については申し合わせで2年、副議長については 1年、そして委員の任期については条例で1年ということで、改選後についてはそのような運用をし て、もう始まっておるといった現状でございます。

ただ、この中で、先ほども申し上げましたけれども、委員の任期につきましては、委員会構成等もかかわってくるということもありまして、組織・機構改革の後、6月定例会が終わって、7月にその状況を皆さんに感想という形でお伺いして、その中では、やはり教育民生委員会にちょっと所管が偏り過ぎておるという課題がありますというところで議論を終えていただいておるという状況でございまして、今後、委員会構成も含めて委員の任期について、引き続き検討をしていっていただくということでございますので、よろしくお願いしたいと思います。以上でございます。

〇部会長(服部孝規君) 前回は、検討部会で議論したのは7月です。機構改革をされて、定例会1 回経過した段階での議論で終わっています。現時点では、6月、9月、12月と3回もう本会議を経過してきていますので、また新たに3回重ねてきたということでの新たなやっぱり議論ができるんではないかなと。特に委員会については、3委員会でいくのか、2委員会でいくのかというのは、特に

定数を減らしたときに随分議論しましたけれども、あのときでも、どちらかといえば、とりあえず3 で行けという感じでスタートしましたんで、この辺の議論にもかかわってくる問題でもあるんで、ちょっと時間をかけて議論する必要があるんじゃないかなと。

だから、18人になって以降、3委員会で動いてきた、そういう中でどうなのか、2委員会という意見もあった、それはどうなのかということが1点と。それから、3委員会にしたんだけれども、その中で機構改革で、非常に教育民生委員会のボリュームがふえてしまってというのが現実にあるという問題もあるので、こういう点をひっくるめた形で委員会の問題をちょっと議論したいなと。それにかかわるのが任期の問題、2年任期で行くのか、今のような1年任期でやるのかという問題も当然かかわってくる問題なんで、3委員会なのか2委員会なのか、それから今の所管の分担がどうなのかという問題、それから委員の任期が1年でいいのか、議長とそろえて2年にするのかという、大きく3つぐらいの課題があるんかなと思います。このことをちょっと検討課題にのせて議論をしていきたいなというふうに思うんですけど、いかがですか。

きょうは、中身というよりは、そういう問題を検討課題としてのせていきたいということについて の意見をお伺いしたいと思います。

鈴木委員。

- **〇部会員(鈴木達夫君)** 議論を重ねていただいて、議長2年、初めに一定の結論を出した中でのあれですから、今、部会長おっしゃるように十分注視していくという確認でいいと思います。
- ○部会長(服部孝規君) どうですか、ほかには。

検討課題に上げて議論していくということでよろしいか。

(「そうですね」の声あり)

〇部会長(服部孝規君) きょうはやりませんけれども、次の機会に、例えば3つの定例会を経過した時点での皆さんの感じ方、捉え方についても意見を交換しながらやりたいなというふうに思います。 じゃあ、これは検討課題として上げていきたいと思います。

最後にその他ですけれども、政務活動費について事務局のほうから。 高野さん。

〇議会事務局員(高野利人君) それでは、お手元の資料7をごらんいただきたいと思います。

これにつきましては、1月に行われました北勢5市の正・副議長の懇談会の資料でございます。その中で、桑名市からちょっと問題提起がございまして、抜粋して読ませていただきますと、政務活動で使用されているプリンター購入費やトナー代、コピー用紙といった事務機器費や消耗品、これらについて原則全額を充当していますが、近年の判例を見ると、これらのものは性質上、政務活動以外、政党活動や私的活動でございますけれども、にも用いられるものであることから、2分の1を超えて充当することは許されないというものが出てきておると。そういった判例が出てきておるといったことでございまして、それで、他市の状況を伺いたいということでございましたけれども、この問いを受けて、北勢5市につきましては桑名市同様、うちも含めてございますけれども、全市が今のところ全額を充当しておるという状況でございます。

ただ、やはり事例を見ますと、こういった判例が最近出てきておるということもございます。それと、それを踏まえて、今、全国市議会議長会がこういったものの政務活動費の取り扱いに関するQアンドAを作成してございますので、北勢5市の間では、そのQアンドAが出てきた段階で何らかの判

断をしていかざるを得やんのかなといったことで結論をつけていただいておる状況でございます。

それで、きょう、その他の事項でこれを事務局のほうから提案させていただきましたのは、これについて検討課題カルテに上げて、検討部会でもんでいくものなのか、それとも別の組織で検討していくべきものなのか、その辺について一度ちょっとご議論をいだきたいということで、資料を配付させていただいておりますのでよろしくお願いいたしたいと思います。

〇部会長(服部孝規君) 要はどこでこれを、この中身やなくして、どこの組織というのか、どこで やるべき議題かということです。

鈴木委員。

○部会員(鈴木達夫君) 検討部会で議論をしていただくならば、いわゆる備品等でなく、政務活動費全体のことの問題点を上げて、その一つにこんなもんが入るならいいんですけど、備品について、この検討部会が議論するところまでは至らず、今、髙野君が言うように、全国議長会のQアンドA等を見てやらないと、せっかく今までやってきたもんが薄っぺらくなっちゃうような気がしますんで、何か全体を議論するという中での一つならいいんです。そのときが来たら、また全体を議論していただきたいなと私は思います。

〇部会長(服部孝規君) ほかに。

私は、検討部会というのは、あくまでもたたき台をつくる。実際にそれを決めるのは、検討部会以外のところで全部、例えば議運であったり、推進会議であったり、そういうところで決まっていくので、あくまでも検討部会はたたき台をつくるということが目的なんで、そういう意味でいくと、もうこれ、例えばうちが議論して、たたき台をつくっても、結局どこかでまた議論せんならん。そうしたら、最初からもうその先でもってやってもらうほうが私はいいんやないかなと。そんなに難しい問題でもないわけやね。いろんな資料を寄せて、調査して、たたき台をつくって、この案でどうですかみたいなことをしなきゃならんほどのボリュームもないし、だからこれは、やっぱり検討部会以外のところで、それこそ正・副議長さんの判断で、どこがやっても、うちは違うよという話になるかもわかりませんけれども、どこかではこれやらんならんので、そこはもう正・副議長さんの判断でやってもうたらどうなんやろうなと思うんですけどね。これは私の意見です。

岡本委員。

- ○部会員(岡本公秀君) この前もテレビで、例の富山市議会がもう十何人が政務活動費を横領やわな、公金横領で議員やめたって、そうやって改革派の音頭取りの議長まで今度は警察に告発されて、要は領収書を偽造ということやわな。そんなことがよそではあるわけですが、亀山市はきちっと領収書なんかは1円単位まで出しておるし、そして、政務活動費自体が月2万円という金額で、10万円も15万ももらうわけじゃないんで。だから、この消耗品云々やけど、確かにそうおっしゃると使い道は云々という話があるんですけれども、僕はこれをこの場で言う必要はないと思うんですよね。普通に皆さんちゃんとやっておるから、僕はそんな感じです。
- **○副部会長(今岡翔平君)** 逆に政務活動費の手引きってあると思うんですけど、あれをつくったのってどういう組織がつくったんですかね。
- ○部会長(服部孝規君) 事務局やわな、手引きは。
- ○議会事務局員(**高野利人君**) 昔からあるやつで、別にどこの組織とかそんなんはないみたいです。
- **〇部会長(服部孝規君)** 市長会からも来るし、見本というのかマニュアルは。

- **○副部会長(今岡翔平君)** そうすると、その手引きというたたきがあった上で事務局がマイナーチェンジをしていくという形に……。
- 〇部会長(服部孝規君) 森委員。
- **〇部会員(森 美和子君)** 私もここでちょっと議論するようなことじゃないのかなと思いますので、お任せしますわ。
- 〇部会長(服部孝規君) わかりました。

簡単には、ここでやるのかやらんのかということやで、これはここでやらないと。それで、どこで やったらいいのかについては、正・副議長にお任せしたいということでよろしいですか。

(「はい」の声あり)

〇部会長(服部孝規君) じゃあ、そんなことで行きたいと思います。

他にございますか。

例えば、これはぜひこの1年の間で検討課題に上げるべきだとかという意見がありましたらお聞き したいと思いますけれども。

これ、優先順位をつけていかなあかんもんでね。全部をかかっていくわけにはいかんもんで、これはもう早急に手をつけなあかんよというものがあれば、いかがですかね。

今のところ、きょうの議論では通年議会は議論をしていきます。それから、委員会についてもやっていきますという、これはもうはっきりしたところは出ているんやないかなと思います。報告会にしろ、それから議決事件にしろ、それは必要性があればやっていかなあかんなと思うんですけど、ある程度、結論を出すものとして、通年議会と委員会は優先してやるべき課題かなというふうに思いますけれども。

それ以外でよろしいですか。またあれば、随時言うてください、入れますので。 よろしいか、事務局のほう。

(「はい」の声あり)

- **〇部会長(服部孝規君)** じゃあ、次回は、もう3月になってしまうんで、もう4月になると思います。2月の中ぐらいからもう3月議会始まってくるんで、早急にせないかん問題もないしということで、次回は4月ということで。
- **〇議会事務局員(髙野利人君)** 4月の頭でちょっと調整をさせていただきます。
- **〇部会長(服部孝規君)** 以上で議会改革推進会議「検討部会」を閉会します。ありがとうございました。

午前11時20分 閉 会

この会議録は正当であることを認め、ここに署名する。

平成 31 年 2 月 6 日

議会改革推進会議検討部会長 服 部 孝 規